

証券コード1429
2025年3月7日
(電子提供措置の開始日2025年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番2号
株式会社日本アクア
代表取締役社長 中 村 文 隆

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.n-aqua.jp/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記東証ウェブサイトにも掲載
しております。東証ウェブサイトにおいては、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索
し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げま
す。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等(電磁的方法)により議決権を
行使することができますので、お手数ながら**株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月26日
(水曜日)午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着する
ようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、
同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面
の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権
行使のご案内」をご確認いただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. **日 時** 2025年3月27日（木曜日）午前10時 受付開始午前9時
2. **場 所** 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラスカンファレンス アネックス棟3F
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. **目的事項**
報告事項 第21期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4. **招集にあたっての決定事項**
(1)電子提供措置事項のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
(2)インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
(3)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案について賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎その他、株主様へのご案内事項等につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご発送に代えて、本株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

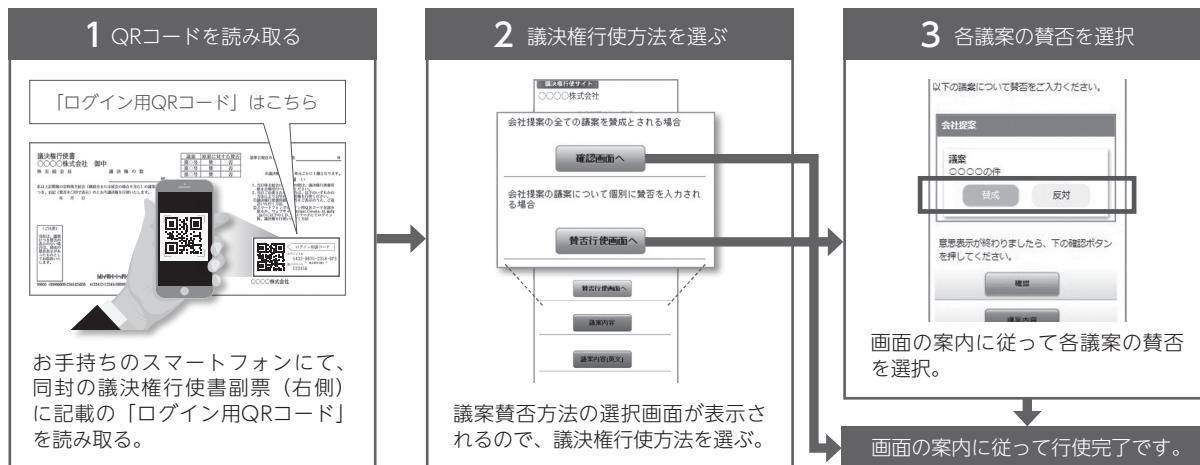
行使期限

3月26日（水曜日）
午後6時まで



スマートフォンによる方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



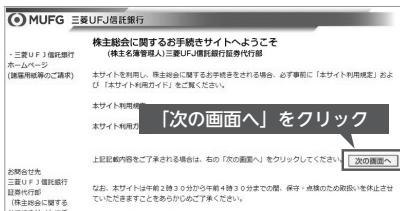
パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



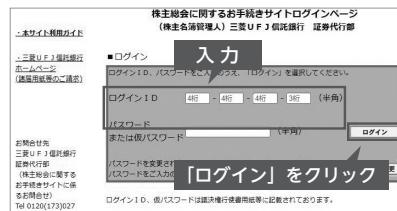
インターネットによる議決権行使に必要な、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（通話料無料）受付時間：9：00～21：00

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、一部に足踏みがみられるものの、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、緩やかに回復が続いております。一方で、欧米における高金利水準の継続や中国の不動産市場の停滞の継続に伴う影響など海外景気の下振れが、わが国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、米国の今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動などが懸念されています。

当社が属する建築・住宅業界においては、2022年6月に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、さらに、同法の施行により、2024年4月から住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に省エネ性能ラベルの表示が努力義務となりました。これにより、住まいやオフィスなどの購入者や借り手の間で省エネ性能や断熱性能への関心が高まり、結果として、省エネ性能や断熱性能が高い住宅・建築物の供給が促進されることが期待されています。

一方で、新設住宅着工戸数は弱含みの推移が続いており、住宅業界を取り巻く環境は厳しい状況にあります。しかしながら、企業の設備投資においては、半導体や自動車関連で大型の投資が進んでいるほか、投資計画も高い水準となっており、全国各地で大規模な製造設備、商業施設、及び高層マンション等の建設が活発に行われています。

また、1980～1990年代の建築ラッシュで建てられた建物が老朽化し、防水改修工事の需要が増加しています。約20～30年とされる防水層の寿命を超えた建物では、雨漏りや劣化が進行し、資産価値維持のため改修が必要です。法規制強化や地震対策、気候変動対応が需要を後押しし、高性能防水材や環境配慮型製品が普及し、また、老朽建物の増加により、今後も市場の成長が期待されます。

このような環境下で当社は、高い断熱性能と高気密性能を実現する「アクアフォームシリーズ」、及び超速硬化防水材「アクアハジクン」の商品力と全国施工ネットワークという強みを活用し、各部門において積極的な受注活動を展開してまいりました。

戸建部門では、各自治体が定める高気密性能を要件とした独自の住宅省エネ施策の広がりを好機と捉え、断熱施工に気密測定サービスを付加することで差別化を図り、施工棟数の増加を軸に市場シェア拡大に取り組みました。その結果、広域展開する大型ビルダーからの受注が拡

大し、12月からは新規大口先の施工も始まりました。一方で、地域密着型工務店からの受注が伸び悩んだため、当社の施工棟数は前年比の99%程度にとどまりました。しかし、持ち家の新設住宅着工戸数が大幅に落ち込む中、健闘したと考えており、同部門の売上高は13,704百万円となりました。

建築物部門では、半導体工場やデータセンターといった製造設備に加え、商業施設や高層マンションなどの新設需要を順調に獲得しています。しかし、第2四半期累計期間中には、時間外労働の上限規制を含む「建設業の2024年問題」により、一部物件で他社事情による前工程作業の遅れや原材料不足が原因で工事に着手することができず、いわゆる手待ちが発生しました。この問題は第3四半期以降に順次解消されましたが、工事の遅れの全てを取り戻すには至らず、同部門の売上高は9,499百万円となりました。

防水部門では、組織体制の強化を進めるとともに積極的な法人営業を行い、上場企業の施設の屋根改修工事や物流倉庫の駐車場防水などを手掛けました。その結果、非住宅分野の比率が高まり、売上高は719百万円となりました。

また、原料販売は2,226百万円、その他部門である、副資材・機械・その他の売上高は4,115百万円となりました。

(単位：百万円、%)

	第20期 2023年度	第21期 2024年度	増減額	増減比
戸建部門	13,798	13,704	△94	△0.7
建築物部門	8,267	9,499	+1,231	+14.9
防水部門	489	719	+230	+47.1
原料販売	1,916	2,226	+310	+16.2
その他部門	3,869	4,115	+245	+6.3
売上高合計	28,341	30,265	+1,923	+6.8

この結果、当事業年度の売上高は、30,265百万円と前年同期比で6.8%の増収となりました。また、売上総利益は6,862百万円となり、売上総利益率は22.7%と前年同期比で1.8ポイント低下いたしました。主な要因は以下の通りです。戸建部門では、吹付ウレタン施工における寡占化を目指した市場シェア拡大施策を推進したため、同部門の売上総利益率は前年同期比で3.4ポイント低下しました。建築物部門では、コスト削減とキャッシュ・フローの改善を目

的として、工事管理業務を徹底するとともに、適切な進捗管理を実施した結果、売上総利益率が前年同期比で0.8ポイント改善しました。

営業利益は2,575百万円、前年同期比で10.6%の減益となり、営業利益率は8.5%で、前年同期比で1.7ポイント低下しました。なお、販売費及び一般管理費は4,286百万円で、前年同期比で243百万円の増加となり、主な内訳としては、施工体制の拡充をはじめとする今後の成長に必要な人的資本投資としての人件費の増加が167百万円、実習生関連費の増加が155百万円です。ただし、他の経費削減効果と相まって、販管費比率は14.2%となり、前年同期比で0.1ポイント改善しています。

経常利益は2,604百万円、前年同期比で10.7%の減益、当期純利益につきましては1,839百万円と前年同期比で8.2%の減益となりました。売上高は過去最高を更新しましたが、当事業年度は市場シェアの拡大を目指した取り組みや、施工体制強化のための採用増、物流拠点の設置など、いわゆる投資先行の年度となったため、利益の過去最高更新は翌年度以降になると見込んでいます。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は208百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 有形固定資産

建物	111百万円
機械及び装置等	16百万円
車両運搬具	50百万円

② 無形固定資産

ソフトウェア	21百万円
--------	-------

(3) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題としては、足もとの景気の回復や住宅・建築物に係る法制度の改正、省エネルギーに関する補助金や優遇税制、低金利融資などの支援策に注目し、断熱材に対する需要の高まりに応え、当社の持続的発展を実現するため、以下の取り組みを行っています。

① 中期経営計画について

当社は2024年2月14日に、2024年度から2026年度までの3ヶ年を対象とした中期経営計画「3 Pillars of Stability (安定した3本柱)」を策定し、目標とする経営指標としてサステナブル成長率10%、営業利益率10%、ROE20%、配当性向50%を掲げています。さらに、2025年12月期より、利益成長を通じてより安定的な配当（維持・増配）を実現するため、累進配当制度を導入しました。

また、同計画における2026年12月期の売上高目標は37,000百万円、経常利益目標は3,405百万円です。詳細につきましては、2025年2月7日に開示いたしました「中期経営計画の一部変更のお知らせ」でご確認ください。

なお、将来の見通しに関する記述は、現在入手可能な情報に基づき、当社経営陣の仮定及び判断に基づくものであり、既知または未知のリスク及び不確実性が内在しています。今後の当社の事業環境の変化、市場の動向、その他の要因により、これらの記述または仮定が実現しない可能性もあります。将来の見通しに影響を与えうる潜在的リスクや不確定要因については、有価証券報告書「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しています。なお、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限定されるものではないことにご留意ください。

② サステナビリティへの取り組み

当社は、経営理念「人と地球にやさしい住環境を創ることで社会に貢献」に基づき「アクアフォームシリーズ」を通じた住宅・建築物のCO₂排出量の削減や、ウレタン断熱材のリサイクルに注力することで、持続可能な社会の実現に向けた貢献を行ってまいります。

③ 施工人員の増加と強固な施工体制の構築

当社が持続的な成長と競争力を維持するためには、施工人員の増加と強固な施工体制の構築が不可欠です。高品質な施工を提供し顧客満足度を高めるためには、適切な技術を習得した施工人員が必要であり、当社は人的資本投資の重要性を認識しています。このため、施工人員の能力向上とモチベーション向上を図るために、以下の施策を実施しています。

まず、土日休みの実施をはじめとしたライフワークバランスの向上を進めています。また、給与体系の改定や各種手当の拡充を通じて賃金の引き上げを行い、地域の雇用促進と職住近接を目指した営業所や倉庫の新設など、魅力的な労働環境の整備にも取り組んでいます。さらに、マネジメント、スペシャリスト、独立志向に合わせたキャリアパスを構築し、専門部署による研修と安全大会を実施することで、安全管理の徹底を図っています。最後に、研修・育成プログラムの拡充により、技能実習生の受け入れ体制を強化しています。

④ プライム市場上場維持及び資本コストや株価を意識した経営の実現について

当社は、2021年12月20日付で開示した「新市場区分における上場維持基準の適合に向けた計画」、2024年3月14日付で開示した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況および計画書の更新（計画期間の変更）」、2025年1月14日付で開示した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」に記載の通り、当社の試算では2024年12月末時点でプライム市場の上場維持基準を充足できる見込みです。引き続き、株式市場での適正な評価の獲得と当社株式の流動性向上に取り組むとともに、定期的に資本コストの把握や株式市場における評価・分析を実施し、継続的に株主・投資者との対話を通じて把握された株主の意見や懸念を経営陣や取締役会へフィードバックし、株式市場での評価向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第18期 2021年度	第19期 2022年度	第20期 2023年度	第21期 2024年度
売 上 高(千円)	23,903,421	25,670,205	28,341,797	30,265,345
経 常 利 益(千円)	1,429,232	2,359,918	2,917,047	2,604,134
当 期 純 利 益(千円)	953,802	1,549,154	2,004,188	1,839,630
1株当たり当期純利益(円)	29.52	47.99	63.83	58.55
総 資 産 額(千円)	18,279,278	21,969,963	20,392,151	24,071,841
純 資 産 額(千円)	7,951,431	7,966,564	9,304,646	10,545,914
1株当たり純資産額(円)	246.09	254.41	296.24	330.50

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ヒノキヤグループ	100百万円	55.5%	住宅事業、断熱材事業、不動産投資事業、リフォーム事業等
株式会社ヤマダホールディングス	71,149百万円	(55.5%)	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務

(注) 出資比率は、2024年12月31日現在の発行済株式の総数から自己株式2,851,871株を控除して計算しております。また、出資比率の(内書)は間接所有の割合であります。

② 親会社との取引に関する事項

株式会社ヒノキヤグループ及び株式会社ヤマダホールディングスと当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておらず、事業活動を行う上での承認事項等、両社等との関係で当社の重要な財務及び事業の方針に特段の制約はありません。また、両社等ないしそのグループ会社とは断熱材の施工について一定の取引があります。

③ 子会社の状況

当社は海外子会社1社を有しておりますが、重要性が低いため、連結対象とはしておりません。

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

- ① 戸建・建築物向け断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）の開発・販売・施工
- ② 環境省産業廃棄物広域認定制度資源リサイクルブローイング断熱材の製造・販売・施工
- ③ 戸建・建築物向け防水材の開発・販売・施工

(8) 主要な営業所及び事業所 (2024年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区
関東事務センター	神奈川県横浜市港北区
関西事務センター	大阪府大阪市西区
九州事務センター	福岡県福岡市博多区
青森営業所	青森県青森市
秋田営業所	秋田県秋田市
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
新潟営業所	新潟県新潟市東区
埼玉営業所	埼玉県さいたま市桜区
神奈川営業所	神奈川県厚木市
北関東営業所	栃木県鹿沼市
名古屋営業所	愛知県名古屋市港区
松本営業所	長野県松本市
金沢営業所	石川県金沢市
大阪営業所	大阪府大阪市住之江区
岡山営業所	岡山県岡山市北区
鳥栖営業所	佐賀県鳥栖市
宮崎営業所	宮崎県都城市
テクニカルセンター	神奈川県横浜市緑区
仙台リサイクル工場	宮城県仙台市宮城野区
関東リサイクル工場	千葉県白井市
関西リサイクル工場	兵庫県丹波市
九州リサイクル工場	福岡県筑後市

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
612名	111名(増)	35歳	3年11か月

(注) 従業員数は就業人員であり臨時従業員数(パートタイマー、契約社員)が含まれております。

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
(株)三菱UFJ銀行	792,000
(株)三井住友銀行	756,000
(株)千葉銀行	752,000
(株)埼玉りそな銀行	725,000
(株)みずほ銀行	639,000
(株)武蔵野銀行	360,000
(株)第四北越銀行	360,000
(株)横浜銀行	58,000
三井住友信託銀行(株)	58,000

(11) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数（2024年12月31日現在） 34,760,000株（自己株式2,851,871株を含む）
- (3) 株主数（2024年12月31日現在） 10,185名
- (4) 大株主（発行済株式の総数（自己株式を除く。）に対する株式の保有割合の高い上位10名の大株主）（2024年12月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヒノキヤグループ	17,700,000 ^株	55.47 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,418,200	4.44
中村 文隆	1,005,800	3.15
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	607,800	1.90
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	481,100	1.50
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	431,600	1.35
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	357,626	1.12
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	336,800	1.05
日本アクア従業員持株会	322,000	1.00
幸福船舶株式会社	247,700	0.77

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（2,851,871株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
当社は、2024年11月14日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対する譲渡制限付株式報酬として、以下のとおり自己株式処分を行いました。
- ① 払込期日 2024年12月26日
 - ② 処分する株式の種類及び株式数 当社普通株式 500,000株
 - ③ 処分価格 1株につき 813 円
 - ④ 処分価格の総額 406,500,000円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社会社員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 文 隆	Aquafoam Asia Associates 代表取締役
専務取締役 (管理本部・財務経理本部・業務管理本部担当)	村 上 友 香	
取締役 (テクニカルセンター・品質管理部・工事部・施工店開発部・機械整備部担当)	永 田 和 久	
取締役 (住宅事業担当)	藤 井 豪 二	
取締役 (建築事業担当)	宇 佐 美 計 史	
取締役	高 橋 義 昭	シンクファクトリー高橋研究所代表
取締役	剣 持 健	剣持健公認会計士事務所代表 日本化学工業(株)社外取締役 (監査等委員)
取締役 (常勤監査等委員)	玉 神 順 一	
取締役 (監査等委員)	枡 田 由 貴	サンライズ法律事務所パートナー (株)日水コン社外取締役 (監査等委員) テモナ(株)社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	樋 口 尚 文	樋口公認会計士事務所代表 日本紙パルプ商事(株)社外監査役 東北大学会計大学院教授 日本公認会計士協会理事 (株)日本能率協会コンサルティング監査役
取締役 (監査等委員)	仁 科 秀 隆	中村・角田・松本法律事務所パートナー (株)キタムラ・ホールディングス社外取締役 (監査等委員) 富士ソフト(株)社外取締役

- (注) 1 取締役高橋義昭氏、剣持健氏、玉神順一氏、枡田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- 2 取締役剣持健氏及び取締役 (監査等委員) 樋口尚文氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 監査等委員の監査・監督機能を強化し、会計監査人及び内部監査室等との連携におり臨機応変かつ高度な情報収集を可能とすべく、玉神順一氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により定めております。取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会の審議又は決定を経ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役及び独立社外取締役を除く。）の報酬は基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の3種類で構成され、各々の個人別報酬は以下のとおり決定されます。

- [1] 基本報酬は取締役報酬内規に基づき、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度を軸に諸般の事情を考慮し支給するもので、取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [2] 業績連動報酬等は業績を踏まえた上で、役位毎の基礎額と、業績寄与度を加味して決算期末に支給するもので、取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [3] 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）
当社企業業績へのインセンティブを与え、株主との利益共有を図ることを目的として、金銭債権を現物出資財産として給付するもので、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度を軸に諸般の事情を考慮し、報酬委員会で審議の上、取締役会で決定します。
- [4] 各報酬の構成割合は、中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株主メリット・デメリットを共有するために、最も適切な支給割合とすることを方針とします。具体的な割合については取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [5] 報酬を与える時期・条件に関する方針
各報酬別に下記のとおりとします。

・基本報酬	毎月
・業績連動報酬等	1月
・非金銭報酬等	4月

なお、独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬、業績連動型の要素が含まれないものとしております。本方針に従い、報酬委員会で審議されたうえで、報酬委員会で決定します。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会で決定します。

iii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬及び業績連動報酬等については、報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、村上友香専務取締役（管理本部・財務経理本部・業務管理本部担当）、高橋義昭社外取締役、玉神順一社外取締役（常勤監査等委員）及び杉田由貴社外取締役（監査等委員）から構成される報酬委員会が取締役会の委任を受けて決定しております。報酬委員会については、その権限が適切に行使されるようにするための措置として、委員の過半数を社外取締役としており、また、報酬委員会が必要と認めたときは、報酬委員以外の者を報酬委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができることとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、2024年3月28日開催の第20回定時株主総会において、年額5億円以内（うち、社外取締役分2千万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議されております。当該決議に係る取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）です。

上記の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬制度として、2023年3月28日開催の第19回定時株主総会において譲渡制限付株式制度の導入が決議されております。当該決議に係る取締役の員数は5名です。その総額は、企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的とすることを踏まえ相当と考えられる金額として年額7千万円以内と決議されております。

また、譲渡制限付株式報酬として交付される株式は当社の普通株式であり、その総数は年250,000株以内（但し、株式分割等に応じて合理的に調整する。）、譲渡制限期間はその払込期日から40年間までの間であらかじめ定めた期間とし、譲渡制限の解除条件は、死

亡、任期満了又は定年により当社の取締役の地位を喪失した場合その他正当な理由がある場合を除き当該譲渡制限期間中継続して当社取締役等の地位にあったことを条件とする旨が決議されております。

③ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	246,790	224,790	22,000	—	7
(うち社外取締役)	(7,740)	(7,740)	(—)	(—)	(2)
取締役 (監査等委員)	22,690	22,690	—	/	5
(うち社外取締役)	(22,690)	(22,690)	(—)	/	(5)

- (注) 1.非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬 (RS)であります。当社は、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に対する当社の企業価値向上へのインセンティブ及び株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬 (RS) を導入しておりますが、当事業年度における交付はありません。
- 2.業績連動報酬等に係る業績指標の内容は、当事業年度の経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営活動全般の利益を表すものであり、経営指標として重視しているためです。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は、1.(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
- 3.取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高橋義昭氏の兼職先であるシンクファクトリー高橋研究所、社外取締役剣持健氏の兼職先である剣持健公認会計士事務所、日本化学工業(株)、社外取締役 (監査等委員) 松田由貴氏の兼職先であるサンライズ法律事務所、(株)日水コン、テモナ(株)、社外取締役 (監査等委員) 樋口尚文氏の兼職先である樋口公認会計士事務所、日本紙パルプ商事(株)、東北大学会計大学院、日本公認会計士協会、(株)日本能率協会コンサルティング及び社外取締役 (監査等委員) 仁科秀隆氏の兼職先である中村・角田・松本法律事務所、(株)キタムラ・ホールディングス、富士ソフト(株)は、当社と取引関係はありません。

② 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況（出席回数/開催回数）

区分	氏名	取締役会	監査等委員会
取締役	高橋 義昭	18回/18回 (出席率100%)	—
取締役	剣持 健	18回/18回 (出席率100%)	—
取締役 (監査等委員)	玉神 順一	14回/14回 (出席率100%)	10回/10回 (出席率100%)
取締役 (監査等委員)	松田 由貴	18回/18回 (出席率100%)	14回/14回 (出席率100%)
取締役 (監査等委員)	樋口 尚文	18回/18回 (出席率100%)	14回/14回 (出席率100%)
取締役 (監査等委員)	仁科 秀隆	18回/18回 (出席率100%)	14回/14回 (出席率100%)

③ 当事業年度における主な活動状況

- i. 高橋義昭氏は、社外取締役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、経営の方針や経営改善について経験豊富な経営者の知見に基づき、積極的に発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献するなど、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。
- ii. 剣持健氏は、社外取締役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、公認会計士としての企業会計に関する豊かな専門知識と監査に関する幅広い知見や経験等に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、積極的に発言を行っております。また、任意の指名委員会の委員として取締役候補者の選定など、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。
- iii. 玉神順一氏は、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会において、社外取締役（監査等委員）として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、経営の方針や経営改善について経験豊富な知見に基づき、積極的に発言を行っております。また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として取締役候補者の選定及び取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献するなど、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。
- iv. 松田由貴氏は、社外取締役（監査等委員）として、経営陣・支配株主等から独立し

た客観的立場で、主に弁護士としての専門的な知見に基づき、積極的に発言を行っており、また、任意の報酬委員会の委員として取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献するなど、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。

- v. 樋口尚文氏は、社外取締役（監査等委員）として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に公認会計士としての企業会計に関する豊かな専門知識と監査に関する幅広い知見や経験等に基づき、経営の方針や経営改善について積極的に発言を行っており、また、任意の指名委員会の委員として取締役候補者の選定など、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。
- vi. 仁科秀隆氏は、社外取締役（監査等委員）として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に弁護士としての専門的な知見に基づき、積極的に発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償請求責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、現在、当社の各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は当該責任限定契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、その内容は次のとおりであります。

① 被保険者の範囲

当社の取締役及び執行役員の全員

② 被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は、全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③ 填補対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

- ④ 被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置内容
被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬について監査等委員会が同意した理由

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 34,500千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,500千円 |

(注) 1 上記以外に当事業年度において計上した、前事業年度に係る追加報酬が2,100千円あります。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意を得て、監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議します。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役会及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は、企業理念、定款、株主総会決議、取締役会規則及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役（監査等委員でない取締役。以下同じ。）の職務の執行を監督しております。

②取締役及び代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき職務権限規程その他社内規則に従い当社の業務を遂行するとともに、毎月1回以上開催される取締役会において業務執行執行の状況を報告しております。

③監査等委員である取締役は、法令の定める権限に基づき監査を実施するとともに内部監査担当部署及び監査法人と連携して、監査等委員会規程及び監査計画書に従い、取締役の職務執行の適法性について監査を実施しております。また、経理規程その他の社内規則に従い会計基準その他の関連する諸法令を順守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整えております。

④使用人の職務の執行については、代表取締役が各部門会議等に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。監査等委員である取締役による監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査を充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び使用人の業務全般に係る情報については、文書取扱規程の保存区分に応じて適切かつ検索ができる状態にて保存・管理します。これらの保存・管理された文書は、監査等委員である取締役から要請があれば容易に閲覧可能な状況であることを維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の取締役及び使用人は、定期的にそれぞれの部門に内在するリスクの洗い出しを行い、リスクを把握、分析、評価したうえで定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告します。

- (4) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社取締役、執行役員、各部長及び子会社の社長は各部門及び子会社の業務執行の適正を確保するための体制の確立と運用の権限と責任を有します。法令順守体制、リスク管理体制、情報の保存・管理体制及び効率的職務執行等について定められている社内規程及び子会社管理規程の定めるところに従い、当社取締役、執行役員、各部長及び子会社の社長は、業務の適正を確保するための体制整備・運用を行います。
- ②当社の内部監査担当部署は、当社及び子会社の職務執行の状況を監査し、企業集団における業務の適正の確保に寄与します。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 社内規程に基づく職務分掌、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。
- (6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 監査等委員である取締役がその職務を一時的に補助するための使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員である取締役補助者を設置することができる体制を確保しております。監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。なお、監査等委員である取締役の職務を一定期間補助するための使用人を任命した場合は、当該使用人の異動・業績評価等人事権に係る事項の決定に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員である取締役の事前の同意を必要とします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制、監査等委員である取締役への報告に関する体制及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、当社の実務又は業務に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告するものとします。前記に拘わらず、監査等委員である取締役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、監査等委員である取締役は必要に応じて、代表取締役、内部監査担当部署、監査法人と意見交換を行います。

(8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理します。

(9) 監査等委員である取締役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の実務又は業務に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告するものとします。また、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を採っております。

(10)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図ります。監査等委員である取締役及び内部監査担当部署は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告します。

(11)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力との関係の遮断を企業防衛の観点より必要不可欠であると考え、市民生活の秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないように取り組みの強化を図ります。社内規則では、反社会的勢力対策規程を制定し従業員個人及び会社としての反社会的勢力との関係遮断について明文化し社員教育を行うとともに、必要に応じて外部の専門家に意見を求めることができる体制を整えます。

7. 会社の業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は14回、社外役員懇談会は12回開催いたしました。
- ② 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び各営業所の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。内部監査の結果については取締役会に報告しております。
- ④ 当社は「コンプライアンス委員会」を2015年10月にスタートさせ、当事業年度においては6回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。また、「安全リスク管理委員会」を同じく2015年10月にスタートさせ、当事業年度においては6回開催し、職場の安全衛生や品質管理に関するリスク管理体制を見直しました。

（ 以上の事業報告における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
なお、小数点及び百分比につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。 ）

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,819,894	流動負債	13,415,988
現金及び預金	2,263,300	買掛金	7,556,639
受取手形、売掛金及び契約資産	8,117,202	短期借入金	4,500,000
電子記録債権	1,142,650	リース債	13,497
商材及び貯蔵品	266,746	未払金	474,579
原材料及び貯蔵品	1,955,310	未払費用	283,713
前渡金	24,512	未払法人税等	292,298
前払費用	162,635	未払消費税等	32,775
未収入金	4,853,360	前受り金	48,384
その他	34,177	預り金	49,551
固定資産	5,251,947	賞与引当金	33,297
有形固定資産	4,271,125	その他の負債	131,250
建物	2,180,027	固定負債	109,939
構築物	150,395	リース債務	12,676
機械及び装置	150,613	資産除去債務	40,005
車両運搬具	32,763	その他	57,257
工具、器具及び備品	48,154	負債合計	13,525,927
土地	1,680,298	純資産の部	
リース資産	28,872	株主資本	10,545,343
無形固定資産	79,868	資本金	1,903,649
借地権	15,000	資本剰余金	2,015,375
ソフトウェア資産	53,657	資本準備金	1,883,649
ソフトウェア仮勘定	5,780	その他資本剰余金	131,726
その他の資産	429	利益剰余金	8,357,887
投資その他の資産	900,953	その他利益剰余金	8,357,887
投資有価証券	3,380	繰越利益剰余金	8,357,887
関係会社株	16,988	自己株式	△1,731,568
関係会社長期貸付金	560	評価・換算差額等	570
従業員に対する長期貸付金	37,004	その他有価証券評価差額金	570
破産更生債権等	1,726	純資産合計	10,545,914
長期前払費用	13,733	負債・純資産合計	24,071,841
繰延税金資産	326,614		
敷金及び保証金	207,151		
その他	116,637		
貸倒引当金	177,627		
	△470		
資産合計	24,071,841		

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		30,265,345
売上原価		23,403,300
売上総利益		6,862,045
販売費及び一般管理費		4,286,356
営業利益		2,575,689
営業外収益		
受取利息	35,709	
受取保険金	4,077	
業務受託料	4,686	
その他	12,317	56,791
営業外費用		
支払補償費	7,300	
支払利息	20,111	
その他	935	28,346
経常利益		2,604,134
特別利益		
固定資産売却益	7,111	7,111
特別損失		
固定資産除却損	12,617	12,617
税引前当期純利益		2,598,628
法人税、住民税及び事業税	719,497	
法人税等調整額	39,501	758,998
当期純利益		1,839,630

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年1月1日残高	1,903,649	1,883,649	28,811	1,912,460	7,523,317	7,523,317	△2,035,153	9,304,273
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,005,060	△1,005,060	-	△1,005,060
自己株式の処分	-	-	102,915	102,915	-	-	303,584	406,500
当期純利益	-	-	-	-	1,839,630	1,839,630	-	1,839,630
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	102,915	102,915	834,569	834,569	303,584	1,241,069
2024年12月31日残高	1,903,649	1,883,649	131,726	2,015,375	8,357,887	8,357,887	△1,731,568	10,545,343

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年1月1日残高	372	372	9,304,646
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△1,005,060
自己株式の処分	-	-	406,500
当期純利益	-	-	1,839,630
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	197	197	197
事業年度中の変動額合計	197	197	1,241,267
2024年12月31日残高	570	570	10,545,914

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外・・・・・・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により
のもの 処理し、売却原価は移動平均法による算定)

市場価格のない株式等・・・・・・・・主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 3年～30年

機械及び装置 2年～17年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて
おります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 断熱工事

当社の主な事業内容は熱絶縁工事業に属し、断熱材（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）の開発・販売・施工を主な事業としております。事業に係る主な履行義務の内容は、請負契約に基づく吹付工事の施工等となっております。取引価格は、原則として顧客との合意に基づいた工事請負契約の金額で測定しています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

原則的にすべての工事について一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、工事については、一定の期間にわたり充足される履行義務として進捗度に応じて収益を認識し、取引開始日等から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法を適用しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、契約上の総出来高に対する実際出来高の割合（アウトプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、

発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識する方法を適用しております。

これらの取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 商品販売

断熱施工用機械、ウレタン原料及びその他副資材の販売を行っており、顧客との売買契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、当該契約に基づき受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,466,098千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	205,263千円
短期金銭債務	34,774千円
長期金銭債権	37,004千円
3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりです。	
受取手形	119,419千円
売掛金	6,389,609千円
契約資産	1,608,173千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引	
営業取引（収入分）	1,946,714千円
営業取引（支出分）	344,573千円
営業取引以外の取引	
営業取引以外（支出分）	50千円
2. 顧客との契約から生じる収益	
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「個別注記表（収益認識に関する注記）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の総数
普通株式 34,760,000株

2. 当事業年度末日における自己株式の数
普通株式 2,851,871株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2024年3月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項
配当金の総額 1,005,060千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 32円00銭
基準日 2023年12月31日
効力発生日 2024年3月29日

4. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2025年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項
配当金の総額 1,084,876千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 34円00銭
基準日 2024年12月31日
効力発生日 2025年3月28日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延原料交付益	38,558	千円
未払費用	74,526	//
未払事業税	20,317	//
賞与引当金	10,188	//
棚卸資産評価損	27,473	//
敷金償却費	5,848	//
貸倒引当金	144	//
資産除去債務	12,241	//
減価償却超過額	19,572	//
その他	5,803	//
繰延税金資産合計	214,675	千円

繰延税金負債

資産除去債務	7,272	千円
その他	251	//
繰延税金負債合計	7,523	千円

繰延税金資産純額

207,151 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7 //
住民税均等割	1.3 //
賃上げ促進税制等の税額控除	△3.4 //
その他	0.0 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.2%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に熱絶縁工事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を自己資金及び外部からの借入で充当しております。一時的な余資は安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。売掛金のうち一部は、割賦販売取引等回収が長期にわたるものであり、経済情勢の悪化等により回収に疑義が生じる可能性があります。営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に機械装置に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形、売掛金及び 契約資産	8,117,202	8,098,823	18,378
資産計	8,117,202	8,098,823	18,378

※ 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

(注1) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	16,988

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
受取手形、売掛金及び契約資産	6,876,441	1,239,806	953
合計	6,876,441	1,239,806	953

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価:	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価:	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価:	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	8,098,823	－	8,098,823
資産計	－	8,098,823	－	8,098,823

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、熱絶縁工事業及び付帯業務の単一事業であり、戸建て住宅向け断熱材施工、建築物向け断熱材施工、防水、原料販売、その他の5種類から構成されております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報に関しましては、種類別で開示しております。

(単位：千円)

	戸建	建築物	防水	原料販売	その他	合計
財又はサービスの移転時期						
一時点	13,704,006	－	719,961	2,226,989	4,115,100	20,766,059
一定の期間	－	9,499,286	－	－	－	9,499,286
顧客との契約から生じる収益	13,704,006	9,499,286	719,961	2,226,989	4,115,100	30,265,345
外部顧客への売上高	13,704,006	9,499,286	719,961	2,226,989	4,115,100	30,265,345

(注) その他には、機械販売1,069,121千円が含まれております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な製品サービス種別における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3.当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,456,190
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,651,679
契約資産（期首残高）	1,040,067
契約資産（期末残高）	1,608,173
契約負債（期首残高）	57,155
契約負債（期末残高）	48,384

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	4,126,685
1年超2年以内	374,624
合計	4,501,309

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

親会社及び法人主要株主等との取引について重要なものではありません。

2. 子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引について重要なものではありません。

3. 兄弟会社等

兄弟会社等との取引について重要なものではありません。

4. 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ジャパン 断熱	-	断熱材施工外注及び資材等の販売	資材等の販売(注1)	587,571	売掛金	142,512
				断熱施工外注(注2)	22,787	買掛金	84
				原料有償支給(注3)	18,205	未収入金	3,148

(注1) 資材等販売価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

(注2) 断熱材施工価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

(注3) 原料有償支給価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

330円50銭

2. 1株当たり当期純利益金額

58円55銭

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益金額	1,839,630千円
普通株式に係る当期純利益金額	1,839,630千円
普通株式の期中平均株式数	31,416,326株

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月27日

株式会社 日本アクア
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 力
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本アクアの2024年1月1日から2024年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び主要な使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査結果の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

株式会社日本アクア 監査等委員会

常勤監査等委員 玉 神 順 一 ㊟

監査等委員 松 田 由 貴 ㊟

監査等委員 樋 口 尚 文 ㊟

監査等委員 仁 科 秀 隆 ㊟

(注) 監査等委員である取締役玉神順一、松田由貴、樋口尚文及び仁科秀隆は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき34円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金34円 総額1,084,876,386円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、独立社外取締役を過半数の構成員とする指名委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	取締役在任年数	取締役会出席回数	候補者属性
1	なかむら 文隆 中村 文隆	男性	代表取締役社長 Aquafoam Asia Associates 代表取締役	20年4ヶ月	18/18回	再任
2	むらかみ ゆか 村上 友香	女性	専務取締役 人事総務部・経営企画部・情報システム部・財務経理部・営業支援部・工程監理部担当	16年1ヶ月	18/18回	再任
3	ながた かず ひさ久 永田 和久	男性	取締役 テクニカルセンター・積算部・環境部・機械整備部担当	3年	18/18回	再任
4	ふじい こう じ二 藤井 豪二	男性	取締役 住宅事業担当	2年	18/18回	再任
5	うさみ けい し史 宇佐美 計史	男性	取締役 建築事業・品質管理部担当	2年	17/18回	再任
6	けんもち たけし健 剣持 健	男性	社外取締役	2年	18/18回	再任 社外 独立
7	こまつ けん じ次 小松 健次	男性		一年	—/—回	新任 社外 独立

再任 再任候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員 新任 新任候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なか むら ふみ たか 中村文隆 (1968年6月24日生)	1990年3月 ㈱シンコーホーム入社 1992年12月 ㈱イノアックコーポレーション入社 2001年3月 フォーム断熱㈱入社 2003年10月 BASF INOACポリウレタン㈱入社 2004年11月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2016年7月 Aquafoam Asia Associates 代表取締役 (現任) 【取締役候補者とした理由】 中村文隆氏は、2004年当社の創業以来、当社の代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、事業全般に関する戦略立案及び業務執行の責任者として、当社の成長を牽引してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。	1,005,800株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> むら かみ ゆか 村上友香 (1967年3月13日生)	1987年4月 衆議院議員事務所入所 1993年9月 ㈱セントラルホームズ入社 2004年12月 当社入社 総務部長 2009年2月 当社取締役総務部長 2012年8月 当社常務取締役 2013年3月 当社専務取締役 2023年7月 当社専務取締役管理本部・財務経理本部・業務管理本部担当 2025年1月 当社専務取締役人事総務部・経営企画部・情報システム部・財務経理部・営業支援部・工程監理部担当 (現任) 【取締役候補者とした理由】 村上友香氏は、当社入社以来、法務、人事総務、財務経理、広報、リスク管理での豊富な経験と実績を有しており、当社の管理部門を統括し、企業価値向上に貢献してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値の向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。	223,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なが た かず ひさ 永 田 和 久 (1966年7月1日生)</p>	<p>1992年 4月 日清紡ケミカル(株)入社 2012年 9月 NEDO(独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構) 出向 2016年 3月 当社入社 原料開発部長 2018年 3月 当社取締役 2019年 3月 当社執行役員テクニカルセンター長 2022年 3月 当社取締役開発部・テクニカルセンター担当 2023年10月 当社取締役開発部・テクニカルセンター・工事部・施工店開発部・機械整備部担当 2024年 1月 当社取締役テクニカルセンター・品質管理部・工事部・施工店開発部・機械整備部担当 2025年 1月 当社取締役テクニカルセンター・積算部・環境部・機械整備部担当(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 永田和久氏は、当社入社以来、施工現場に精通した豊富な経験・知識と深い専門能力を活かしたウレタン原料開発を通じて当社の事業領域の拡大に貢献し、2022年3月からは取締役として経営に参画しております。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。</p>	8,200株
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">ふじ い こう じ 藤 井 豪 二 (1973年5月31日生)</p>	<p>1994年 2月 (株)ハウステック入社 2013年 4月 当社入社 2017年 3月 当社北陸・甲信越ブロック長 2019年 1月 当社北関東ブロック長 2020年 1月 当社執行役員 2023年 1月 当社上席執行役員住宅事業部担当 2023年 3月 当社取締役住宅事業部担当 2024年 1月 当社取締役住宅事業担当(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 藤井豪二氏は、当社入社以来、重要な営業拠点の責任者を歴任した後、執行役員及び住宅事業部の責任者として当社の主力事業である戸建部門を統括し、当社の事業の拡大に貢献してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> う さ み けい し 宇 佐 美 計 史 (1967年4月30日生)	1993年 4月 (株)大阪フェルナンデス入社 1997年 8月 住友林業ツーバイフォー(株)入社 2008年 7月 当社入社 2012年10月 当社東北ブロック営業部長 2016年 2月 当社建築営業部長 2016年 3月 当社取締役 2019年 3月 当社執行役員 2023年 1月 当社次席執行役員建築事業部担当 2023年 3月 当社取締役建築事業部担当 2024年 1月 当社取締役建築事業担当 2025年 1月 当社取締役建築事業・品質管理部担当(現任) 【取締役候補者とした理由】 宇佐美計史氏は、当社入社以来、重要な営業拠点の責任者を歴任した後、建築事業部の責任者として当社の建築物部門の業容拡大を推進してまいりました。また、当社の取締役及び執行役員としての経験を通じて経営に関する十分な知見を有しており、今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。	16,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	再任 社外 独立 けんもち たけし 剣 持 健 (1979年6月13日生)	2003年10月 中央青山監査法人京都事務所（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2007年3月 公認会計士登録 2012年6月 剣持健公認会計士事務所設立代表（現任） 2017年4月 (株)タカヨシ専務取締役 2021年12月 同社代表取締役副社長 2023年3月 当社社外取締役（現任） 2023年6月 日本化学工業(株)社外取締役（監査等委員）（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 剣持健氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に加え、(株)タカヨシ代表取締役副社長をはじめとする経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。2023年3月から社外取締役として経営に参画しており、今後も当社経営に対する助言や客観的な視点での適切な監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。	一株
7	新任 社外 独立 こまつ けんじ 小松健次 (1953年3月24日生)	1978年4月 三菱商事(株)入社 2003年10月 エコラボ(株)入社 2005年7月 同社代表取締役社長 2010年10月 GE東芝シリコン(株)営業本部長 2013年3月 (株)ベルシステム24取締役兼代表取締役社長 2016年3月 (株)ベルシステム24ホールディングス取締役会長 2019年3月 (株)クラレ社外監査役（現任） 2022年6月 富士通コンポーネント(株)取締役 2023年1月 (株)ロングリーチビジネスパートナーズ代表取締役会長（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 小松健次氏は、三菱商事(株)、エコラボ(株)、(株)ベルシステム24などで要職を歴任し、企業経営・組織運営における豊富な経験を有しております。2019年3月から(株)クラレの社外監査役を務め、ガバナンス強化に貢献されました。これまでの経験を活かし、当社経営に対する助言や客観的な視点での適切な監督をしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。	一株

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 剣持健氏及び小松健次氏は、社外取締役候補者であります。なお、剣持健氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。
- 3 当社は、取締役剣持健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、小松健次氏が社外取締役に選任され就任した場合には、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

- 4 当社は剣持健氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。剣持健氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。また、小松健次氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の各再任候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、また、本議案が原案どおり承認可決された場合、いずれの候補者についても、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査等委員である取締役候補者は、指名委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	取締役 在任年数	取締役会 出席回数	候補者属性
1	内 海 統 之 うつ み のり ゆき	男性		一年	—/—回	新任 社外 独立
2	松 田 由 貴 まつ だ ゆ き	女性	社外取締役（監査等委員）	8年	18/18回	再任 社外 独立
3	樋 口 尚 文 ひ ぐち なお ふみ	男性	社外取締役（監査等委員）	5年	18/18回	再任 社外 独立
4	仁 科 秀 隆 に しな ひで たか	男性	社外取締役（監査等委員）	2年	18/18回	再任 社外 独立

再任 再任候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員 新任 新任候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	<p>新任 社外 独立</p> <p>うつみのりゆき 内海統之 (1958年7月24日生)</p>	<p>1982年10月 (株)リクルート入社 1995年9月 日商建設(株)入社 1998年4月 同社取締役 2005年7月 (株)博展入社 2006年2月 同社取締役 2014年6月 同社監査役 2016年6月 (株)スプラシア監査役 2021年9月 (株)ニチナン監査役 2022年6月 (株)博展取締役(監査等委員)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 内海統之氏は、(株)リクルートや(株)博展において、経営企画や監査部門の要職を歴任し、企業経営及び内部監査の分野で豊富な経験と高い見識を有しております。上場企業の監査役に10年間務め、内部監査体制の強化や監査範囲の拡大に貢献されました。これらの経験を活かし、当社の経営監督及び適正な監査を担っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>	一株
2	<p>再任 社外 独立</p> <p>まつだゆき 松田由貴 (1977年4月17日生)</p>	<p>2004年4月 最高裁判所司法研修所入所 2005年10月 最高裁判所司法研修所卒業 弁護士登録(現任)</p> <p>2016年1月 サンライズ法律事務所所属(現任) 2017年3月 当社社外取締役 2017年5月 (株)アズ企画設計社外取締役 2021年2月 日本弁護士連合会事務次長 2022年5月 (株)アズ企画設計社外取締役(監査等委員) 2023年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年3月 (株)日水コン社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2024年12月 テモナ(株)社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 松田由貴氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有するとともに、企業法務にも精通しております。2017年3月から当社の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当社の意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、当社の経営全般の監督と適正な監査を担っていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 独立 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>ひ ぐち なお ふみ</small> 樋口尚文 (1973年3月19日生) </div>	<p>1997年10月 中央監査法人入所 2001年4月 公認会計士登録（現任） 2007年8月 みずほ証券(株)入社 2009年8月 日本公認会計士協会入職 2012年4月 東北大学会計大学院 准教授 2013年1月 太陽有限責任監査法人入所 2016年6月 樋口公認会計士事務所設立代表（現任） 日本紙パルプ商事(株)社外監査役（現任） 2018年4月 東北大学会計大学院教授（現任） 2020年3月 当社社外取締役 2022年7月 日本公認会計士協会理事（現任） 2023年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年6月 (株)日本能率協会コンサルティング監査役（現任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 樋口尚文氏は、公認会計士として企業の会計監査に従事されるとともに東北大学会計大学院教授も務められており、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。2020年3月から当社の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当社の意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、当社の経営全般の監督と適正な監査を担っていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">独立</div> にしなひでたか 仁科秀隆 (1979年3月25日生)	2002年10月 司法研修所卒業 弁護士登録（現任） アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）所属 2003年4月 日本銀行業務局 2006年5月 法務省民事局参事官室 2011年1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任） 2013年6月 (株)アイネス非常勤監査役 2017年3月 当社社外監査役 2019年3月 バリオセキュア(株)社外監査役 2019年4月 (株)キタムラ・ホールディングス社外取締役 2021年6月 (株)キタムラ・ホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年11月 バリオセキュア(株)社外取締役（監査等委員） 2022年12月 富士ソフト(株)社外取締役（現任） 2023年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 仁科秀隆氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有するとともに、企業法務・証券法関連分野に精通しております。2017年3月から6年間、当社の社外監査役を務め、客観的かつ専門的な見地から当社の監査を行い、当社の意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、当社の経営全般の監督と適正な監査を担っていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。	一株

- (注) 1 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等」に記載の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- 3 内海統之氏、松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏は、社外取締役候補者であります。なお、松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、松田由貴氏が8年、樋口尚文氏が5年及び仁科秀隆氏が2年となります。また、松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏の3氏は、当社の監査等委員である取締役であり、当社の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 4 当社は、松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。また、内海統之氏が社外取締役に選任され就任した場合には、同氏は東京証券取引

所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

- 5 樋口尚文氏が社外監査役に就任している日本紙パルプ商事株式会社は、2024年3月に公正取引委員会から、独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札に関し、遅くとも2017年6月5日以降、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定されました（ただし、日本紙パルプ商事株式会社は、排除措置命令を受けておらず、また、課徴金減免制度の適用により課徴金納付命令を受けておりません）。同氏は取締役会及び監査役会において、客観的・中立的な立場から、コンプライアンスやリスク管理の重要性等について、積極的な提言を行っておりました。また、本件発覚後は、再発防止に向け継続的に意見表明を行っているほか、独占禁止法違反防止を含むコンプライアンス活動全般の取組みについても、定期的にモニタリングし、その職責を果たしております。
- 6 当社は、松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間において同契約を継続する予定であります。また、内海統之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 7 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の各再任候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、また、本議案が原案どおり承認可決された場合、いずれの候補者についても、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】取締役及び監査等委員のスキルマトリックス

当社の取締役会は、会社経営において重要なスキルを次のとおり特定し、取締役及び監査等委員に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

まず、適切に経営・事業をリードするために「企業経営」「営業・マーケティング」「生産・品質管理」のスキルはあらゆる判断のベースとなります。

また、適切な経営基盤を確立・維持するために「財務・会計」「人事・労務・人材開発」「法務・リスク管理」のスキルも必要となります。

さらに、企業経営の持続性を担保するために「サステナビリティ・ESG」のスキルも必要となります。本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決された場合の経営体制における取締役及び監査等委員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	性別	企業経営	サステナビリティ・ESG	営業・マーケティング	生産・品質管理	財務・会計	人事・労務・人材開発	法務・リスク管理
中村 文隆	代表取締役社長	男性	●	●	●	●			
村上 友香	専務取締役	女性	●				●	●	●
永田 和久	取締役	男性		●		●			
藤井 豪二	取締役	男性			●	●			
宇佐美 計史	取締役	男性			●	●			
劔持 健	社外取締役	男性	●				●	●	
小松 健次	社外取締役	男性	●		●				
内海 統之	社外取締役 (常勤監査等委員)	男性	●		●	●		●	
杉田 由貴	社外取締役 (監査等委員)	女性						●	●
樋口 尚文	社外取締役 (監査等委員)	男性					●		
仁科 秀隆	社外取締役 (監査等委員)	男性							●

【ご参考】 社外独立性判断基準

当社は、以下の社外独立性判断基準に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たしているとは判断していません。

- ① 当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人に過去10年以内に就任したことがある者
- ② 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品若しくは役務を提供しており、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人
- ③ 当社の主要な取引先（当社が製品若しくは役務を提供しており、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人
- ④ 当社の役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として当社から年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者
- ⑤ 上記②～④までに過去3年以内に該当していた者
- ⑥ 上記①～⑤までに該当する者の二親等内の親族

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟3F

電 話 03-6433-1905

交 通 品川駅 港南口より徒歩6分
京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩9分

